

令和3年度答申第8号
令和3年5月17日

諮問番号 令和3年度諮問第2号（令和3年4月14日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のP（以下「父P」という。）は軍人軍属又は準軍属として死亡したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pは「いわゆる終戦後の引揚途上の死亡」と判断されるので、軍人軍属又は準軍属の身分を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項)。そして、遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定している。また、遺族援護法34条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定し、同条4項は、前項の規定の適用については、準軍属としての勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

(2) 遺族援護法2条1項は、上記(1)の「軍人軍属」とは、①恩給法の一部を改正する法律(昭和21年法律第31号)による改正前の恩給法(大正12年法律第48号)19条に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(同項1号)、②もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員(同項2号)、③旧国家総動員法(昭和13年法律第55号)に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員(同項3号)、④もとの陸軍又は海軍の指揮監督の下に上記①から③までに掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事中の南満洲鉄道株式会社の職員及び政令で定めるこれに準ずる者(同項4号)をいうと規定している。

ア 上記①の「もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者」とは、「陸海軍部内文官」と「従軍文官」(「戦時又ハ事変ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配属セシメラレタル文官補闕ノ件」(明治38年勅令第43号。以下「文官補闕ノ件」という。))に規定する文官で軍事行動に服したものをいう。以下同じ。)のことであり、文官補闕ノ件が規定する文官には、朝鮮総督府技手が含まれている。

イ 上記④の「政令で定めるこれに準ずる者」とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和27年政令第143号。以下「遺族援護法施行令」という。)1条が(ア)もとの陸軍又は海軍の指揮監督の下に遺族援護法2条1項1号から3号までに掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事中の華北交通株式会社等の9法人の職員、(イ)昭和18年6月26日以後北方緊急軍土建事業に従事中の勤労挺身隊の隊員、(ウ)もとの海軍の指揮監督

の下に防空、洋上監視等の軍事任務に従事中の漁船の船員、(エ)上記(ア)から(ウ)までに掲げる者と同視すべき者として厚生労働大臣が指定する者をいうと規定している。そして、上記の「厚生労働大臣が指定する者」とは、もとの陸軍又は海軍の特務機関等の指揮監督の下に情報業務等に従事中の者、もとの陸軍の特務機関等の指揮監督の下に情報業務等に従事中の満州に所在していた国策会社の職員、もとの陸軍の指揮監督の下に、国境警備勤務に従事中の満州国国境警察隊の隊員、情報業務等に従事中の満州国国務院警務総局分室の職員、日本軍の軍事郵便業務に従事中的満州国交通部郵政総局の職員及び宣撫工作等に従事中的中華民国新民会の職員並びにもとの陸軍又は海軍の指揮監督の下に中華民国軍隊の育成指導に従事中的中華民国軍事顧問部の職員をいうとされている（昭和38年5月2日付け援発第351号厚生省援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の施行について」の第4の3の(3)）。

- (3) 遺族援護法2条3項は、上記(1)の「準軍属」とは、①旧国家総動員法4条に基づく被徴用者及び同法5条の規定に基づく総動員業務の協力者等、②もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者、③国民義勇隊の隊員、④満州開拓青年義勇隊の隊員、⑤旧特別未帰還者給与法（昭和23年法律第279号）1条に規定する特別未帰還者、⑥もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉦員等をいうと規定している。

ア 上記①の「被徴用者」とは、旧国民徴用令（昭和14年勅令第451号）による徴用令書の交付を受けて国が行う総動員業務に従事した者、旧軍需会社法（昭和18年法律第108号）又は旧軍需充足会社令（昭和20年勅令第36号）により軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社の従業員であって現職のまま徴用されたものとみなされたもの等をいい、上記①の「総動員業務の協力者」とは、旧学徒勤労令（昭和19年勅令第518号）による学徒、旧女子挺身勤労令（昭和19年勅令第519号）による女子挺身隊員、旧国民勤労報国協力令（昭和16年勅令第995号）による国民勤労報国隊員等をいう。

イ 上記②の「戦闘参加者」とは、「もとの陸軍又は海軍より戦闘に参加することの要請又は指示を受けて戦闘に参加し、これにより戦死、戦傷死又は戦病死した者」及び「もとの陸軍又は海軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦

を含む。)し、これにより戦死又は戦傷死した者」をいうとされている(昭和28年4月16日付け援護第260号引揚援護庁援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第2項に規定するもとの陸軍又は海軍の要請に基づいて戦闘に参加した者に関する弔慰金請求手続等について」(以下「戦闘参加者通知」という。)の記1)。

ウ 上記⑤の「特別未帰還者」とは、旧特別未帰還者給与法1条が「もとの陸海軍に属していない者で昭和20年9月2日から引き続き海外に在ってまだ帰国せず、且つ、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土(主務大臣が指定する地域を除く。)の地域内において、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるものをいう。」と規定している。そして、上記の「ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるもの」とは、「軍の第一線機関に強制留用されていた者、政治犯等の容疑をもつて逮捕監禁若しくは投獄されていた者等その者の身柄が全面的に国家権力の支配下に置かれ、その間その者の生活全般にわたり極度の規制を受けていたことが明白であると認められるもの」をいうとされている(昭和30年2月15日付け援発第184号厚生省引揚援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第4項に規定する特別未帰還者に係る弔慰金の請求手続等について」(以下「特別未帰還者通知」という。)の記2)。

(4) 遺族援護法36条1項によれば、弔慰金を受けるべき上記(1)の「戦没者等の遺族」の順位は、配偶者が第1順位、子が第2順位とされている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 父Pは、明治40年a月b日に出生し、昭和17年12月5日に朝鮮総督府鉄道局技手に任ぜられてB機関区検査掛兼機関士を命ぜられた後、昭和18年12月1日に朝鮮総督府交通局官制施行により朝鮮総督府交通局技手に任ぜられ、昭和19年4月1日にはB機関区運転助役を命ぜられたが、昭和21年2月2日にC地日本人委員会において死亡した。父Pの官職名は、死亡当時も朝鮮総督府交通局技手であった。この間、父Pは、昭和9年9月17日にQ(以下「母Q」という。)と婚姻をし、昭和14年c月d日、父Pと母Qとの間に審査請求人が出生した。

なお、母Qは、平成20年12月14日に死亡した。

(除籍謄本(戸主:R)、父Pの死亡届、父Pの履歴書、外務省大臣官房人事課長作成の「事実証明書」、母Qの除籍全部事項証明書)

- (2) 審査請求人は、平成27年7月21日、住所地(D地)を經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (3) 処分庁は、令和元年7月3日付けで、審査請求人に対し、「死亡したP殿は「いわゆる終戦後の引揚途上の死亡」と判断されるので、「軍人、軍属又は準軍属であること」という身分に関する弔慰金の要件を満たしておりませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

- (4) 審査請求人は、令和元年8月28日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和3年4月14日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

父Pは、陸軍文官技手として軍とともに昭和20年8月15日の終戦まで戦い、C地収容所において病死したから、軍属又は準軍属(特別未帰還者)に該当する。また、父Pが陸軍技手として靖国神社に合祀され、勲八等瑞宝章を受章したのは、父Pの死亡が戦没死であったからである。したがって、「軍人、軍属又は準軍属であること」という身分に関する弔慰金の要件を満たさないという却下理由は受け入れることができない。本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人から提出された資料を検討すると、まず、死亡届に添付された資料によれば、父Pは、朝鮮総督府交通局技手として、昭和21年2月2日にC地日本人委員会において死亡している。

次に、非現業共済組合連合会理事長発行の年金証書によれば、父Pは、朝鮮総督府交通局に所属し、母Qは、父Pの妻として、昭和28年1月1日付けで、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和2

5年法律第256号)により遺族年金の裁定を受けている。

その他、父Pが勲八等瑞宝章を受章したことの資料として、父Pに対する勲記が提出されている。

- 2 総務省からの回答によると、母Qは、恩給法(大正12年法律第48号)に規定する公務扶助料の裁定を受けている。ただし、同法においては、朝鮮総督府交通局技手は、文官に該当し、同法に規定する文官とは、官に在る者又は国会議員であって警察監獄職員にあらざるもの(戦前の判任官以上(高等官、勅任官、奏任官、判任官)、府や省庁等の事務官、技官、教官等など)をいうとされている。

そして、死亡届の根拠資料となった昭和27年7月2日付けの外務省大臣官房人事課長作成の「事実証明書」には、「元朝鮮総督府交通局技手 P 右者 朝鮮総督府E地方交通局B機関区運転助役として勤務中終戦となり、母國へ歸還の途C地にて集團生活を為してゐたが、當時蔓延せる再歸熱に罹り昭和21年2月2日C地日本人委員会に於て死亡したる事を証明する」と記載されている。

- 3 その他、審査庁が保管する資料のうち、旧陸軍人事関係資料には、父Pに関する記録はなく、北朝鮮関係資料及び引揚関係資料等に記載のある事項も含めた調査結果及び審査請求人から提出された資料並びに処分庁が保管する資料により、父Pの身分について検討すると、父Pは、遺族援護法2条1項1号に規定する軍人又は準軍人には該当しない。また、朝鮮総督府交通局技手は、陸海軍部内の公務員ではないから、父Pは、陸海軍部内文官に該当しないし、父Pが戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属されたことの確認ができないから、父Pは、従軍文官にも該当しない。したがって、父Pは、遺族援護法2条1項1号及び文官補闕ノ件による文官にも該当しない。

さらに、父Pは、遺族援護法2条1項2号から4号までに規定する軍属にも該当しない。

- 4 次に、父Pが準軍属に該当するかについて検討すると、上記2の「事実証明書」の記載によれば、父Pの死亡の状況は、戦闘参加者通知の要件にも、また、特別未帰還者通知の要件にも該当しないから、父Pは、準軍属にも該当しない。
- 5 なお、審査請求人から提出された勲八等瑞宝章に係る勲記について調査したところ、当時の厚生省援護局所管の軍人軍属等の戦没者に対する叙位叙勲

事務は、昭和39年1月7日付けの閣議決定「戦没者の叙位及び叙勲について」（以下「戦没者叙位叙勲閣議決定」という。）により開始されたが、戦没者叙位叙勲閣議決定によれば、「叙位及び叙勲すべき者の範囲は、今次の戦争に関する勤務に従事しこれに関連して死没した軍人軍属及びこれに準ずると認められる者（中略）とする。」とされており、その発令の手続は、同局から当時の総理府賞勲局宛てに対象者を推薦して戦没者の叙位叙勲が発令されるという流れであった。そこで、審査庁保管の推薦者名簿のうち、上記の勲記に記載のある昭和49年6月26日付けで戦没者叙勲が発令された者の推薦者名簿を調査したが、同名簿の中に父Pの氏名を確認することはできなかった。

念のため、父Pが朝鮮総督府職員であったことから、旧外地官署（朝鮮総督府、台湾総督府等）に関連する各種整理事務を所管する外務省アジア大洋州局及び叙勲事務を所管する内閣府賞勲局に対し照会をしたところ、外務省アジア大洋州局から、昭和47年2月15日付けの内閣府賞勲局総務課長依命通知「文官等戦没者の叙勲について」に基づき、「戦時中朝鮮及び関東州において公職にあり、終戦時においてソ連軍により攻撃を受け、あるいは収容所に抑留中死没されたり、また避難集団生活中病死された文官に対する叙勲」の推薦を行ったとの記録があり、父Pは第5回文官等戦没者叙勲の対象者であり、その叙勲理由は「避難生活中的病死」と考えられるとの回答があった。また、内閣府賞勲局からも、父Pについては、外務省からの推薦により、昭和49年6月26日付けで朝鮮総督府交通局技手として叙勲が発令されたとの回答があった。そして、内閣府賞勲局によれば、文官等（陸海軍部内文官及び従軍文官を除く。）戦没者叙勲は、戦没者叙位叙勲閣議決定に基づく文官等戦没者叙勲事務取扱要領により行われたものであり、父Pも、この要領に基づき文官等として推薦され、叙勲が発令されたものと考えられるとのことであった。

- 6 以上によれば、父Pは、遺族援護法2条1項に規定する軍人軍属にも、また、同条3項に規定する準軍属（戦闘参加者、特別未帰還者）にも該当しないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。
- 7 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきものとする。
- 8 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分は

違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求の受付（住所地）	: 平成27年7月21日
（処分庁）	: 同年11月9日 (住所地による受付から約3か月半)
厚生労働省宛ての照会①（処分庁）	: 平成28年7月6日付け
処分庁宛ての回答①（厚生労働省）	: 平成29年2月6日付け (処分庁による照会から7か月)
厚生労働省宛ての照会②（処分庁）	: 同月27日付け
処分庁宛ての回答②（厚生労働省）	: 平成30年1月15日付け (処分庁による照会から約10か月半)
本件却下処分	: 令和元年7月3日 (本件請求の処分庁による受付から約3年8か月)
本件審査請求の受付（審査庁）	: 同年8月28日
弁明書の提出期限	: 同年11月10日
当初の弁明書の受付	: 同月11日
再提出された弁明書の受付	: 令和2年3月30日 (弁明書の提出期限から約4か月半)
再提出された弁明書の副本の送付	: 同年5月26日 (再提出された弁明書の受付から約2か月)
反論書の提出期限	: 同年6月26日
審理員意見書の提出	: 同年12月23日 (反論書の提出期限から約6か月)
本件諮問	: 令和3年4月14日 (審理員意見書の提出から約4か月、 本件審査請求の審査庁による受付

から約1年7か月半)

(2) そうすると、本件では、処分庁において、本件請求の受付から本件却下処分までに約3年8か月もの長期間を要している。このうち、約1年5か月半は、処分庁からの2回にわたる照会に対し審査庁が回答をするのに要した期間（1回目は7か月、2回目は約10か月半）であるが、その回答内容は、1回目は、父Pについて弔慰金等の審査裁定記録はなく、提出された資料では、父Pは遺族援護法に規定する軍人軍属又は準軍属としての公務上の傷病又は勤務に関連する傷病により死亡したものと認めることは困難であるというものであり、2回目は、母Qに対する公的扶助料の裁定資料を確認したところ、父Pの死亡は「いわゆる終戦後の引揚途上の死亡」と判断されるので、1回目で回答したとおり、遺族援護法に規定する軍人（従軍文官）又は準軍属（特別未帰還者）としての死亡と認めることは困難であるというものである（平成29年2月6日付けの審査庁からの事務連絡「特別弔慰金請求に係る弔慰金受給権者について（回答）」、平成30年1月15日付けの審査庁の事務連絡「特別弔慰金請求に係る弔慰金受給者について（回答）」）から、審査庁は、照会に対して回答をするのに期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審査庁において、①弁明書の提出期限から再提出された弁明書の受付までに約4か月半、②再提出された弁明書の受付から審査請求人に対するその副本の送付までに約2か月、③反論書が提出されずにその提出期限を徒過して審理員意見書が提出されるまでに約6か月、④審理員意見書の提出から本件諮問までに約4か月の期間を費やした結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年7か月半もの長期間を要している。上記①から④までの各手続のうち、上記②及び③の各手続に期間を要したことについては、特段の理由があったとは認められないから、審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。そして、上記①の手続の期間を要したのは、当初の弁明書の記載内容が簡単すぎたため、その記載内容を加筆修正した弁明書の再提出が必要になったからであり、上記④の手続に期間を要したのは、審理員による審理手続において本件の検討に必要な資料が十分に収集されていなかったため、審査庁において追加の資料収集とその検討をする必要があったからであると考えられる。審査庁においては、弁明書の再提出や審理員による審理手続の終結後に追加の資料収集や検討が必要となり、審理手続が長期化する事態が生じないようにするため、審理員

に対する研修の実施など、審査請求事件の審理を充実させる方策を検討する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、父Pが遺族援護法2条1項に規定する「軍人軍属」又は同条3項に規定する「準軍属」に該当するかが問題となっている。

- (2) そこで、まず、父Pが遺族援護法2条1項1号に規定する「軍人」に該当するかを検討する。

遺族援護法2条1項1号に規定する「軍人」には、軍人、準軍人のほかに、陸海軍部内文官と従軍文官が含まれる（上記第1の1の(2)）が、父Pの官職名は、死亡当時も朝鮮総督府交通局技手であった（上記第1の2の(1)）から、父Pが該当する可能性があるのは、従軍文官である。

朝鮮総督府技手は、文官補闕ノ件が規定する文官に含まれている（上記第1の1の(2)のア）が、一件記録を精査しても、父Pが戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属させられ、軍事行動に服したことを確認することができる資料は見当たらない。そこで、当審査会が、審査庁に対し、朝鮮総督府に係る従軍文官名簿の有無について照会したところ、審査庁から、当該名簿の有無は、それが作成されたか否かも含めて不明であるとの回答があった（令和3年4月28日付けの事務連絡）。

したがって、父Pが遺族援護法2条1項1号に規定する「軍人」であったと認めることはできない。

- (3) 次に、父Pが遺族援護法2条1項2号から4号までに規定する「軍属」に該当するかを検討する。

上記(2)のとおり、父Pの官職名は、死亡当時も朝鮮総督府交通局技手であったから、父Pは、もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員（遺族援護法2条1項2号）にも、旧国家総動員法に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員（同項3号）にも、南満州鉄道株式会社の職員（同項4号前段）にも該当しない。また、父Pは、遺族援護法施行令1条が規定する遺族援護法2条1項4号後段の「政令で定めるこれに準ずる者」（上記第1の1の(2)のイ）にも該当しない。

したがって、父Pが遺族援護法2条1項2号から4号までに規定する「軍属」であったと認めることもできない。

(4) さらに、父Pが遺族援護法2条3項に規定する「準軍属」に該当するかを検討すると、父Pが該当する可能性があるのは、同項2号に規定する「戦闘参加者」又は同項5号に規定する「特別未帰還者」である。

ア 戦闘参加者について

遺族援護法2条3項2号に規定する「戦闘参加者」とは、戦闘参加者通知によれば、「もとの陸軍又は海軍より戦闘に参加することの要請又は指示を受けて戦闘に参加し、これにより戦死、戦傷死又は戦病死した者」及び「もとの陸軍又は海軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦を含む。）し、これにより戦死又は戦傷死した者」をいうとされている（上記第1の1の(3)のイ）が、一件記録を精査しても、父Pが戦闘に参加し、又は交戦したことを確認することができる資料は見当たらない。

かえって、外務省大臣官房人事課長作成の「事実証明書」には、父Pは、「朝鮮総督府E地方交通局B機関区運転助役として勤務中終戦となり、母国へ帰還の途C地にて集団生活を爲してゐたが、当時蔓延せる再歸熱に罹り昭和21年2月2日C地日本人委員会に於て死亡した」と記載されている。

したがって、父Pは、戦闘参加者であったと認めることはできない。

イ 特別未帰還者について

遺族援護法2条3項5号に規定する「特別未帰還者」に該当するためには、特別未帰還者通知によれば、「軍の第一線機関に強制留用されていた者、政治犯等の容疑をもつて逮捕監禁若しくは投獄されていた者等その者の身柄が全面的に国家権力の支配下に置かれ、その間その者の生活全般にわたり極度の規制を受けていたことが明白であると認められるもの」でなければならない（上記第1の1の(3)のウ）が、一件記録を精査しても、父Pが強制留用、逮捕監禁又は投獄等されたことを確認することができる資料は見当たらない。

なお、審査請求人が父PはC地収容所において病死したと主張している（上記第1の3）ことから、当審査会が、審査庁に対し、C地収容所の存否及び収容者名簿の有無について照会をしたところ、審査庁から、C地収容所は存在していたが、収容者名簿は引き継がれていないとの回答があった（令和3年4月28日付けの事務連絡）。

かえって、上記アの「事実証明書」には、父Pは、我が国への帰還の

途上、C地において集団生活をしていたところ、C地日本人委員会において病死したと記載されている。上記のとおり、C地収容所は、存在していたにもかかわらず、父Pの死亡場所がC地収容所と記載されていないのであるから、父Pの死亡場所はC地収容所ではないと考えるのが相当である。

審査請求人は、朝鮮総督府交通局関係者の終戦10周年慰霊祭での元F局長の挨拶文や父Pの元同僚の妻の手紙を提出し、父PがC地収容所に収容されていたと主張するようである（審査請求書の別紙「審査請求の趣旨及び理由」）が、これらの資料は、父PがC地収容所に収容されていたことについて直接言及しているものではない。

したがって、父Pは、特別未帰還者であったと認めることはできない。

ウ 以上によれば、父Pが遺族援護法2条3項に規定する「準軍属」であったと認めることもできない。

- (5) なお、審査請求人は、父Pが勲八等瑞宝章を受章したのは、父Pの死亡が戦没死であったからであると主張している（上記第1の3）。

審査庁が、審理員から審理員意見書の提出を受けた後に、内閣府賞勲局及び外務省アジア大洋州局に対し、父Pに対する叙勲について照会をしたところ、内閣府賞勲局から、父Pに対する叙勲は、外務省から朝鮮総督府交通局技手として推薦され、発令されたものであるとの回答があり（令和3年3月4日付けの内閣府賞勲局総務課長からの回答）、外務省アジア大洋州局からも、父Pに対する叙勲は、「戦時中朝鮮及び関東州において公職にあり、終戦時においてソ連軍により攻撃を受け、あるいは収容所に抑留中死没されたり、また避難集団生活中病死された文官」に対するものであり、父Pの叙勲理由は、「避難生活中的病死」であると考えられるとの回答があった（同月3日付けの外務省アジア大洋州局地域政策参事官室からの回答）。

そうすると、父Pに対する叙勲は、父Pが朝鮮総督府交通局技手（文官）として避難生活中に病死したことに対するものであるから、父Pが勲八等瑞宝章を受章していることをもって、父Pの死亡が戦没死であったと認めることはできず、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (6) 上記(2)から(5)までで検討したところによれば、父Pが遺族援護法2条1項に規定する「軍人軍属」又は同条3項に規定する「準軍属」であったと認めることはできないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえ

ない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美